

「南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会」に ご参加を！

年 20 ミリシーベルトという避難基準、および社会的合意のない帰還促進政策に対して、南相馬のみなさんとともにたたかきましょう。

「年 20 ミリシーベルトは公衆の被ばく限度の 20 倍。国際的に見ても、あまりに高すぎる。私たちはずっと解除に反対をしてきた。その声を聞いて判断するのが民主主義のはず」

「今、我々が立ち上がらなければ、将来、子や孫に健康被害が起こったとき顔向けができない」

4 月 17 日、年 20 ミリシーベルトを基準とした避難勧奨地点の解除は違法だとして、福島県南相馬市の住民 132 世帯 534 人が、国を相手取り、解除の取消しを求めて東京地裁に提訴しました。

「特定避難勧奨地点」は、年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点について、政府が世帯単位で指定し避難の支援・促進を行うものです。

特定避難勧奨地点としてはすでに伊達市・川内村が解除となり、避難指示区域としては、田村市都路地区、川内村などが解除となっています。南相馬の避難勧奨の解除は、2014 年の 12 月 28 日でした。ICRP など国際的な勧告では、公衆の被ばく限度は年 1 ミリシーベルトとされ、日本の法令もこれを取り入れてきました。訓練された職業人しか立ち入りのできない放射線管理区域も 3 ヶ月で 1.3 ミリシーベルトです（年に換算すると 5.2 ミリシーベルト）。避難指示および解除の基準の年 20 ミリシーベルトはあまりに高い基準です。

解除されてから 3 ヶ月後に、賠償も打ち切られてしまうため、避難の継続を希望する住民の中には、経済的な理由から帰還をせざるをえない人もでてきます。

避難指示・勧奨の解除にあたっては、住民からたくさんの疑問の声や反対の声があがりました。解除の直前の 2014 年 12 月 21 日に開催された住民説明会では、以下の声が相次ぎました。

「家の中でも空間線量率は非常に高い。こんな環境に子どもを帰せない」「ストロンチウムやプルトニウムなども飛散している」「いくら除染しても、農地や山林から線量がかかる」

しかし、高木経済産業副大臣は、「川内や伊達との公平性を保つ」「積算線量 20 ミリシーベルトを下回っており、健康への影響は考えられない」とし、指定解除を決定したのです。

今回の提訴は、避難指示または勧奨の解除に関して、はじめて司法の場で争うものです。

これは南相馬だけの問題ではありません。日本全国の問題です。

「支援の会」が立ち上がります。ぜひサポーターや会員になっていただければ幸いです。

入会方法：申込み用紙にご記入の上、下記宛にファックスまたは郵送でご送付ください。
振込みの案内をさせていただきます。

南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会
住所 〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 FoE Japan 気付
Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986
携帯 : 090-6142-1807 info.minamis@gmail.com

